

## 特定疾患治療研究事業の充実と財源確保を求める意見書

難治性疾患に苦しむ患者の医療費負担を軽減するとともに、疾患の原因究明、治療法の開発を促す目的で、特定疾患治療研究事業が実施されており、現在56疾患が対象疾患として認定されている。

その一方で、その他の難治性疾患についても希少性、原因不明、治療方法未確立、高額な医療費による生活面への支障等の要件を満たす疾患が認められているが、対象疾患特定のための諮問機関である特定疾患対策懇談会は、平成21年9月を最後に開催されていない状況である。

よって、国においては、特定疾患対策懇談会を早急に開催し、その意見を基に特定疾患治療研究事業の対象疾患拡大について検討を進めるよう強く求める。

あわせて、所要の予算を確保のうえ、適正な額の国庫補助金を特定疾患治療研究事業に対して交付し、同事業における都道府県の超過負担の解消に努めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
内閣官房長官	藤村修様